

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

の付与に関する規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

担当課(室)

### 目次

担当課(室)

#### 【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

- 知事指定薬物の指定

医薬安全課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

#### 【公告】

- 公共測量の実施
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

監理課

都市計画課

〃

建築指導課

#### 【人事委員会】

- 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の一部改正

人事委員会

#### 【警察本部】

- 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定の一部改正

警務課

#### 【公安委員会】

- 岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会

〃

◎岡山県告示第二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称 所在地

指定年月日

医療法人社団里滋会片山内科クリニッ

令和三年一月一日

ク

倉敷市寿町一―二六マツダパーキングビル一階

ウエルシア薬局倉敷真備店

倉敷市真備町有井九四

令和三年一月一日

◎岡山県告示第二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人社団里滋会片山内科クリニック

倉敷市寿町一―二六マツダパーキングビル一階

令和二年十二月三十一日

# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

## ◎岡山県告示第三十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 エチル||ニ―|―|（五―フルオロペンチル）―|H―インダゾール―|三―カルボキサミド―|―|三・三―ジメチルブタノア―ト（通称名五F―EDMB―PINACA）及びその塩類
- 2 メチル||―|―|（四―フルオロベンジル）―|H―インドール―|三―カルボキサミド―|―|三―メチルブタノア―ト（通称名AMB―FUBICA、MMB―FUBICA）及びその塩類
- 3 （八R）―|―|（シクロプロパンカルボニル）―|N・N―ジエチル―|六―メチル―|九・十―ジデヒドロエルゴリン―|八―カルボキサミド（通称名cP―LSD）及びその塩類
- 4 メチル||三―メチル―|ニ―|―|（ペント―|四―エン―|―|イル）―|―|H―インドル―|三―カルボキサミド―|ブタノア―ト（通称名MMB―O―|二―|、AMB―|四en―|PICA、MMB―|四en―|PICA）及びその塩類

### 二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

### 附 則

この告示は、令和三年一月二十三日から施行する。

# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

◎岡山県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山赤穂線
- 三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
和気郡和気町本字前田六八番三地先から和気郡和気町原字才ノ木二番地先を経て和気郡和気町原字荒神下三六番五地先まで	新		九・〇 一五・六	二七一・八
和気郡和気町本字前田六八番三地先から和気郡和気町原字才ノ木二番地先を経て和気郡和気町原字荒神下三六番五地先まで	旧		九・五 一六・三	二七〇・二

# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

## ◎岡山県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	岡山赤穂線	和気郡和気町本字前田六八番三地先から和気郡和気町原字才ノ木二番地先を経て和気郡和気町原字荒神下三六番五地先まで	令和三年一月二十二日

# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

〔三八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区小山から北区高塚まで	測量区域
公共測量（水準測量）	測量の種類
令和二年十二月十五日から令和三年二月二十五日まで	測量期間

# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

〔三九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和二年十二月二十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、笠岡市建設部都市計画課において縦覧に供する。



# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

〔四〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

令和二年十二月二十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、笠岡市建設部都市計画課において縦覧に供する。

# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

〔四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七四二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市酒津二二七―一三パーク・ヴィラYA一〇五

富永 晃司

富永 希衣

三 許可番号

岡山県指令建指第三二六号

# 令和3年1月22日 岡山県公報 第12262号

## ◎岡山県人事委員会告示第一号

平成十八年岡山県人事委員会告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報（指定）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日以後に合格発表を行う試験から適用する。

令和三年一月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

表中

岡山県警察官A採用 試験	岡山県警察官B採用 試験	岡山県警察行政職員 A採用試験
-----------------	-----------------	--------------------

最終合格発表の日から 一月間	合格発表の日から 一月間
-------------------	-----------------

を

岡山県警察行政職員  
A採用試験

に改める。

◎岡山県警察告示第三号

平成十八年岡山県警察告示第十二号（簡易な方法による開示請求をすることができる  
個人情報（指定）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十二日

岡山県警察本部長 扇 澤 昭 宏

表岡山県警察官A採用試験の項及び岡山県警察官B採用試験の項中「第一次試験の合  
計得点」を「合計得点」に、「第一次試験の」を「第一次試験については、当該試験  
の」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年一月二十二日

岡山県公安委員会

岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則

岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会に関する規則（平成八年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定、様式第七号、様式第九号、様式第十一号及び

様式第十五号中「㊦」

㊦を「㊧」

「」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。